

令和 8 年度

無電柱化推進計画工事（東金電線共同溝整備工）

特記仕様書

一般国道 126号

東金市 東金

千葉県山武土木事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。

なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第 2 条 工期

本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から 1 5 0 日間とする。
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	9 0 日間
後片付け期間	2 0 日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0 . 7 8

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ） 1 日の降雨・降雪量が 1 0 mm/日以上の日： 3 9 日間／年間

ロ） 8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数： 8 日間/年間
（少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

（過去 5 か年（2021 年 1 月～2025 年 12 月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び
環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第 3 条 作業区分

本工事の作業区分は以下によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
夜間作業	すべての工事

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事実施期間中、下記のとおり交通誘導員を配置するものとする。

工種	作業区分	交通誘導員	備考
すべての工事	夜間	3人/日以上 交代要員含む (うち有資格誘導員2人)	

3. その他、資材の搬出・搬入時は、公道の出入口等に誘導員を配置させ、安全確保に努めなければならない。

第5条 建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提示し確認を受けること。

- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設発生土

本工事により発生する建設発生土(80m³)は、山武市森地先の土砂置き場に運搬・整地すること。なお、運搬に先立ち監督職員と協議するものとする。

3. 建設廃棄物

本工事により発生する

- 1) アスファルト・コンクリート塊(11t)は、千葉県千葉市中央区村田町893、片道運搬距離27.2kmの大林道路(株)千葉アスファルト混合所に運搬し、処理するものとする。
- 2) コンクリート塊(14t)及び路盤廃材(22t)は、千葉縣市原市八幡浦2-8-2、片道運搬距離26.8kmの前田道路(株)市原合材所に運搬し、処理するものとする。
- 3) 路盤スラグ廃材(20t)は、千葉県船橋市西浦2-27、片道運搬距離43.7kmの(株)京葉アスコンに運搬し、処理するものとする。

なお、工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第6条 アスファルト舗装切断時に発生する排水の適正な処理

1. 舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

「適正に処理する」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者が産業廃棄物を処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について監督員から請求があった場合は提示しなければならない。

2. 処理施設は以下のとおりとする。なお、工事発注後明らかになったやむを得ない事情により、下記により難い場合には、監督職員と協議するものとする。

- a) 受け入れ場所 千葉県山武郡横芝光町寺方578
丸源起業（株）
片道運搬距離19.8km以内
- b) 受け入れ時間 9時00分～16時00分

第2章 材 料

第7条 材料の確認

以下の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合し確認した資料を工事着手前に監督職員に提出し、確認をうけなければならない。

なお、上記以外でも監督職員が指示する場合については、監督職員の指示する方法により、検査を受けなければならない。

材 料 名	提出	検 査		摘 要
		品質	数量	
基礎用砕石	○			
アスファルト混合物	○			事前審査制度の認定混合物を除くものは検査を行う
瀝青材	○			JIS以外の製品については検査を行う
道路用砕石	○			
コンクリート二次製品	○			JIS以外の製品については検査を行う

第8条 埋戻し材

管路周りの埋戻しに使用する土砂は、購入土（中埋砂）を用いるものとし、それ以外の埋戻しに使用する土砂は、現場発生土を流用するものとする。ただし、流用土が使用材料として適さない場合等、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

第3章 施 工

第9条 土工

埋戻し・締固め（中埋砂）は、水締め施工とする。

第 10 条 C.C.BOX工

1. 特殊部の製作にあたっては、事前に配筋検査、外寸確認を監督職員に願い出ること。
2. 管路の施工に際し、事前に測量を実施し、その結果を監督職員に報告すること。
3. 起終点に轍等の段差ができる場合は受注者の負担で摺付けを行う。

第 11 条 アスファルト舗装工

1. アスファルトコンクリートの種類は下記のとおりとする。
車道表層 : 再生密粒度改質Ⅱ型アスコン (20)
車道基層 : 再生粗粒度アスコン (20)
歩道一般部 : 再生細粒度アスコン (13)
歩道乗入部 : 再生密粒度アスコン (20)
2. 受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物 事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。
3. プライムコートの使用量は 1.2 ㏒/m^2 とし、タックコートの使用量は 0.4 ㏒/m^2 とする。

第 4 章 そ の 他

第 12 条 特定監理技術者について

本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

- （１）建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- （２）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定 種目と同じであること。
- （３）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- （４）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件まで

とする。

- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は千葉県内の工事でなければならない。
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

第 13 条 土壌及び土質試験

本工事において、運搬した建設発生土について、平成 3 年環境省告示第 46 号の環境基準で定める項目について、同告示付表に定める方法により試験を実施し、結果証明書を監督職員に提出すること。

また、平成 18 年国管技第 112 号「発生土利用基準について」において、以下のとおり示される調査試験を実施し、その試験結果を監督職員に提出すること。

土質区分判定のための調査試験方法

判定指標 ^{※1)}	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数 ^{※2)}	締固めた土のコーン指数試験方法	JISA1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JISA1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JISA1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JISA1205

※1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

※2) 1 層ごとの突固め回数は、25 回とする。

第 14 条 設計図書

設計図書については、契約後速やかに電子データで受注者に貸与する。

- (1) 図 面：CAD データ (SXF (P21Ver. 2) CAD 製図基準に準拠)
- (2) 数量総括表：PDF データ
- (3) 特記仕様書（施工条件の明示含む）：Microsoft WORD データ

第 15 条 工事完成図

工事完成図を下記により作成すること。

- (1) CAD データ (SXF (P21Ver. 2) CAD 製図基準に準拠)
- (2) 出来形（実測値）を記入すること。レイヤは監督職員と協議する。

第16条 付則

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する 工種: ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない